

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域

① 空港周辺



② 緊急用務空域



③ 150m以上の上空



④ DID（人口集中地区）



☞ ①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
※ 空港周辺、150m以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑤ 国の重要な施設等※の周辺



⑥ 外国公館の周辺



⑦ 防衛関係施設の周辺



⑧ 原子力事業所の周辺



※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

☞ ①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行禁止



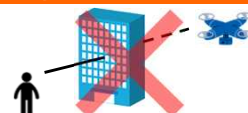
② 危険な飛行禁止



③ 夜間での飛行



④ 目視外飛行



⑤ 距離の確保



⑥ 催し場所での飛行禁止



⑦ 危険物輸送の禁止



毒物類、引火性液体、火薬類、凶器など

⑧ 物件投下の禁止



☞ ③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

国土交通省HP



◀ 日本語
English ▶



警察庁HP



◀ 日本語
English ▶



使用する無線機器

技適マークがついていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。

技適マーク



総務省HP



◀ 日本語
English ▶



国土交通省



警察庁
National Police Agency

飛行計画の通報について

- 国土交通大臣から飛行許可・承認を得た後、飛行の日時・経路・高度等の飛行計画を通報し、他の無人航空機の飛行計画と重複しないようにしてください。
- 以下のサイトから飛行計画の通報を行ってください。
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



その他の留意事項

- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいてるものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/suuntary/ga/>

技適マーク

【問い合わせ先】
無人航空機ヘルプデスク

TEL : 050-3818-9961
E-mail : hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

受付時間：
平日9:00~17:00
土・日・祝・
年末年始（12/29~1/3）を除く

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局 HP
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
をご参照下さい。

※詳細は を検索！



ドローン等の安全な飛行に向けて！

ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。
飛行禁止空域

① 空港等周辺	② 緊急用務空域	③ 150m以上上空	④ DID(人口集中地区)

①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。
※ 空港等周辺、150m以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑤ 国の重要な施設等*の周辺	⑥ 外国公館の周辺	⑦ 防衛関係施設の周辺	⑧ 原子力事業所の周辺

* 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等
①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。

飛行の方法 ※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行	② 危険な飛行	③ 夜間での飛行	④ 目視外飛行
⑤ 距離の確保	⑥ 催し場所での飛行	⑦ 危険物輸送	⑧ 物件投下

イベント会場
毒物類、引火性液体、火薬類、凶器など

③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

I. 国土交通大臣の許可・承認の申請について

無人航空機(IVを参照。)を空港等周辺、高さ150m以上の上空、人家の密集地域の上空で飛行させようとする場合や「飛行の方法」によらない方法で飛行させようとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前(土日祝日等を除く。)まで(※)に、右ページ記載の申請先へ飛行許可・承認申請が必要**です。

申請の概要は右ページをご確認ください。

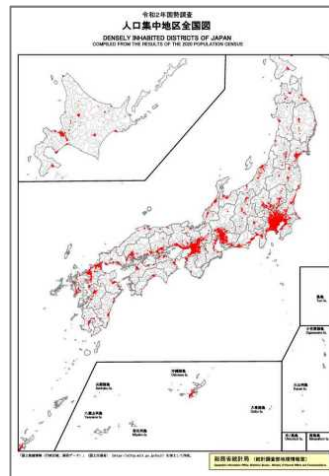
○ 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の余裕をもって申請してください。

○ 詳しくは、航空局HP「**無人航空機の飛行許可・承認手続**」をご確認ください。

II. 人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区(DID)となります。人口集中地区の詳細については、「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通省 航空局HPを通じてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



III. 施設管理者等の同意・都道府県公安委員会等への事前通報について

ドローン等(IVを参照。)を国の重要施設等や防衛関係施設、原子力事業所、空港周辺で飛行させようとする場合の施設毎の連絡先等の詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>



IV. 「ドローン等」と「無人航空機」とは

「ドローン等」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものです。

(例) ドローン(マルチコプター)、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター

「無人航空機」とは、ドローン等のうち、**100g以上**の重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)のものをいいます。

国土交通大臣の許可・承認の申請について(概要)

1. 申請書

国土交通省 航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

(記載事項の例)

- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
- ・ 無人航空機の**登録記号**
- ・ 無人航空機の機能及び性能
- ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
- ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**オンライン申請**又は**郵送**、**持参**が可能です。

※持参の場合、受付時間は、09:00 ~ 17:00 となっていますのでご注意ください。

※オンライン申請については表面「ドローン情報基盤システム 2.0」をご覧ください。

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、緊急用務空域、高さ150m以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご確認ください。

(2) 上記以外の許可・承認の申請

○ 飛行させようとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合

→ 東京航空局 E-mail: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp

○ 飛行させようとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合

→ 大阪航空局 E-mail: cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp

※ 飛行させようとする場所に両局の管轄区域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する地方航空局へ提出してください。

※ 詳しくは「無人航空機ヘルプデスク」に問い合わせ願います。